

## 議第44号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

児童館等の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

開館時間 午前10時から午後6時30分まで

休 館 日 日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月  
2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで

第4条第2項中「午後6時」を「午後6時30分」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 午後6時まで利用することにつき許可を受けた場合 1月につき  
8,700円

(2) 午後6時30分まで利用することにつき許可を受けた場合 1月につき  
9,500円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

児童館及び学童保育所の開館時間を延長するとともに、その利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。